

## 鳥取市水道局低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領

### 1 目的

低価格で落札された建設工事については、受注者側にも、その現場に配置する技術者を増員して現場管理体制を強化するよう求めることにより、建設工事の請負契約の適正な履行と工物品質の確保を図るものとする。

### 2 対象工事

鳥取市水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成11年11月15日制定。以下「調査要領」という。）第3条に定める工事を対象とする。

### 3 低価格落札者の義務

(1) 対象工事ごとに定める増員基準価格（工事の現場に配置する技術者の増員を求める基準となる価格をいう。以下同じ。）を下回る価格で落札した者は、当該工事の施工中その現場に主任技術者又は監理技術者を補助する者（当該工事に応じて別に定める条件を備えるものに限り、共同企業体として落札した場合にあっては、当該共同企業体の構成員のいずれかに属する者とする。）（以下「追加技術者」という。）を1人追加して専任で配置しなければならない。

(2) 前号により、施工現場に配置される追加技術者は、次のいずれにも該当する要件を備えるものとする。

ア 当該工事の現場代理人でない者

イ 当該建設業者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、入札の執行日以前3か月以上前から継続している者をいう。）がある者

(3) 対象工事においては、その入札参加資格として、前各号に定める事項を明記するものとする。

### 4 増員基準価格の設定

増員基準価格は、調査要領第3条に定める工事について、調査要領第2条第2項に定める調査基準価格とする。

### 5 落札者の決定手続

(1) 入札を執行する職員（以下「入札執行者」という。）は、増員基準価格を下回る価格で入札した者（以下「増員対象業者」という。）がある場合は、落札を保留し、その場で全ての増員対象業者に追加技術者調書（別記様式）の提出を求めるものとする。

(2) 入札執行者は、提出された追加技術者調書に記載されている技術者の資格及びその者が他の工事へ配置されていないことを確認するものとする。

(3) 第1号の要求に応じてその場で追加技術者調書を提出しない増員対象業者及び前号による確認の結果、不相当と判断された増員対象業者は失格とする。

(4) 第2号による確認の結果、相当と判断された増員対象業者については、調査要領第2条第1項に規定する低入札価格調査を行い、その結果に応じて落札者を決定する。

### 6 主任技術者等選任（変更）通知

前項第4号の規定により、落札者となった場合には、鳥取市水道局会計規程（昭和49年鳥取市水道事業管理規程第8号）第138条において準用する鳥取市建設工事執行規則（昭和61年鳥取市規則第11号）第32条に定める主任技術者等選任（変更）通知書に追加技術者調書に記載した技術者について

ても、所要事項を記載するとともに、主任技術者又は監理技術者の業務の分担を記載した書面を添付しなければならない。

附 則

この要領は、平成15年4月1日以降に起工決裁を行う建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成17年11月1日以降に公告又は指名通知を行う建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日以降に公告又は指名通知を行う建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成24年6月29日以降に公告又は指名通知を行う建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日以降に公告又は指名通知を行う建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日以降に公告又は指名通知を行う建設工事から適用する。



